

議案第360号

消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例案

消防協力者等損害補償条例（昭和41年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の消防協力者等損害補償条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。

平成26年11月 21 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

児童扶養手当法の一部改正に伴い、年金たる損害補償の支給と児童扶養手当の支給との調整に係る規定を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

消防協力者等損害補償条例（抄）

附 則

（他の法律による給付との調整）

第5条 省 略

2 - 6 省 略

7 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当が支給されている場合において、手当の支給を受ける者又は手当の支給の対象となる児童に係る年金たる損害補償を、同法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号に定める給付とみなしたならば、手当の**第13条の2第1項第4号又は第2項第2号**

全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、年金たる損害補償の各月分の額から市長の定める区分により市長の定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。